

平成20年6月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成20年6月13日

○出席議員 17人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	10番 児 安 利 之 君
11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君	13番 丸 昭 君
14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君	16番 伊 丹 富 夫 君
17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

9番 渡 辺 玄 正 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 玉 田 忠 一 君

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第41号 勝浦市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算
議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第48号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

第2 請願・陳情の委員会付託

- 請願第1号 すべての高齢者が安心して医療を受けられるよう高齢者医療制度改悪の中止・撤回のための国への意見書提出を求める請願
陳情第1号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情
陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げを求める陳情
陳情第3号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」提出を求める陳情
陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める陳情
陳情第5号 「国における平成21年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める陳情

第3 休会の件

開 議

平成20年6月13日（金） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（水野正美君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第41号 勝浦市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） せんだっての臨時会における専決処分の中で質疑を行いましたけれども、改めて今回提起された議案第42号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、若干質疑を行っておきたいと思っております。

税条例の例えば第19条中、本条において同じ云々ということから最後まで見ても、どれがどういふふうになるのかというのが市長の提案理由の説明を聞いただけでは、とてもじゃないけれども、ほかの人は別として、私個人としてはよくわからないというのが率直なところであります。

そういう点で、まず最初に今回この税条例の改定で出された前提として、地方税法がせんだっての国会で成立をした。これは専決のときにも説明を聞いてわかりましたけれども、そういう中で、改正点としては8点上げられると、こういうふうには私は調査やその他、あるいは聞き取りなどで理解しているわけですが、つまり、個人住民税の寄附金税制の拡充とか、上場株式などの譲渡益と配当の損益の通算の導入とか、あるいは道路特定財源の暫定税率の延長とか、公益法人の改革に伴う課税方式の変更とか、低燃費自動車に対する自動車取得税特例の延長、さらには省エネ改修への固定資産税の減額措置の創設とか、さらには公的年金からの個人住民税の特別徴収、つまり天引きとか、さらには、非課税など特別措置の整理統合、その他もあるんですが、そういうことに要約されるというふうには地方税法の解説などによって示されておるけれども、その8点の中で今度提起された税条例の一部改正のどの条項が、この8点のうちどこに当てはまるかという点について、まず最初にお尋ねをしたい。その上に立って若干質疑をさせていただきたい。以上。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） お答えいたします。ただいま今回の地方税の改正が約8点あるということをおっしゃいましたが、これは県税を含めましてすべてで8点と理解しております。市町村民税等に係るものにつきましては、約6点であると私どもは認識しております。

順不同になりますけれども、まず第19条関係、これは公的年金からの特別徴収制度にかかわるものが第19条に載っております。

次に、第33条から第36条の2まで、個人住民税における寄附金税制に関するものがこの範囲に載っております。

次が、第38条から第47条の6まで、これが個人住民税における上場株式等における譲渡所得及びそれらに類する軽減税率の関係でございます。

次に、第51条は、公益法人等が財産を寄附した場合の課税特例がございましたけれども、これが変更になるというものでございます。

次に、第56条は固定資産税の関係でございますけれども、公益法人制度改革につきまして、社団法人、また財団法人が設置する施設に対する非課税関係の改正でございます。

あと附則のほうに入りますけれども、まず附則の第7条の3、ここが住宅借入金等の特別税控除の申請等に係る条例の改正でございます。

最後に、附則の第8条は、肉用牛の売却に関する所得に関する税の軽減の問題でございまして、2,000頭を超えるものに係る税の改正でございます。

概要につきましては以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 大体理解できました。そこで、まず最初にお伺いしたいのは、自動車取得税の税率、免税点の関係ですが、せっかく今年の3月31日で特例がほどけて、今度は5月になってまた復活させたと。地方税法の本則では税率3%で免税点15万円となっているのを、これを暫定

的に附則で税率が5%と。免税点は50万円に引き上げています。

軽油引取税が本則ではリッター当たり15円なのに、暫定税率では附則で32円10銭というような形で引き上げられているわけですが、この適用期限が10年間だと。西暦で言えば2018年の3月31日までに延長しているわけですが、これは今、石油高騰の状況の中で、市民生活に相当影響を与えると。与えるというよりも現に与えているというふうに認識しているんですけど、ここは国会ではありませんから、税務課長は財務大臣ではないですから権限は持っていませんけども、しかし、国民の暮らしに対して、生活に対してマイナスが働いているということは認識していると思うんですが、そういう点について、私はぜひもとへ戻すべきだと思うんです。それはそれとして、認識上、市民の暮らし向き、税の徴収といったって、新年度が始まったばかりですから、でも、去年からそういう傾向は出ているので、納税の率とかそういう点でこれが作用しているというふうにお感じになっているだろうと思うんですけど、その辺の率直なところを答弁いただきたいと思います。

これも見解が分かれるところかもしれませんが、この金融所得、分離課税20%をとにかく損益通算の上限が設けられていない、その上に10%の特例を適用するということでありますから、これはどう見たって、こういう金融資産を持っている人、つまり大きくくれば富裕層に有利な税になってきていると言わざるを得ないんですけども、その辺についての認識はどうか、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

全部問題なんですけど、私が一番問題にしたいのは、今言われていた条例第19条関係、年金からの天引きの関係ですね。65歳以上の年金受給者は来年の10月から個人住民税を年金天引きということなんですけど、今でさえ多く年金をもらっている人は所得税を源泉徴収で控除され、介護保険料が天引きされていると。今年の4月から国民健康保険料、これは勝浦市は税ですけど、これが天引き。勝浦市は4月からではなく今年の10月からです。これで3つ。今度は、今まさに後期高齢者医療制度の保険料が特別徴収、天引きだと。

これは、特に年金を生活の主たる収入としている人はたまったもんじゃないということなのですが、その点、特別徴収義務者としての勝浦市の担当課、これは天引きだから、いや応なく納税率上がってウハウハかななんて、よもや思っていないと思うんですけども、そこで市民生活がどうなっていくかという点についてどう考えるのか。それが一つ。

もう一つは、この地方税を天引きすることによって、多分、また電算システムの整備をしなければいけないわけでしょう。介護保険もやって、今度の高齢者のもやって、電算システムを変えるものの経費は国からほとんど全額来ているにしても、手間暇とか、その他の労力とか、財源だって全くゼロとは言い切れない。この経費はどうなっていくのか。来年10月から話ですが、しかし、やると税法で決めたのだから、その辺のところまで国はにらんでいると思うのです。どういう通達なり解説が来ているのか、その点、わかっていたらお尋ねをしたい。

しかし、全体としてそういうふうに全く否定的な立場でとらえざるを得ないのですが、中にはエコにつながる省エネの住宅改修だとか、新築でも省エネ化している優良住宅などについては固定資産税の減額をやるとか、あるいはまた車もエコカーなどは引き続き減税をやるとか、賛意を表することができる内容もあります。しかし、全体としてはというよりも、多くは結局、住民、国民に痛みを押しつける今度の地方税法の改正ではないかというふうに見るのだけれども、そういう点について、全体としてどう評価するのか。私はそういうふうに評価するのだが、もしそち

らで答弁することができれば、答弁いただきたい。

もう一つ、その他で非課税とか特別措置があるのですが、新たに鳥獣被害特別措置法に定める対象鳥獣捕獲員の狩猟者の登録税率を2008年4月1日から5年間、2分の1に軽減するという措置がとられるというふうに解説されているのだが、これは勝浦市の猟友会の方々を初め、県内のそういう方々が相当の努力をされて、手間暇かけて有害鳥獣の駆除に対する協力体制を組んでおられるんだが、今度の措置というのは狩猟者の登録税に当てはまるのか、それについてお尋ねをしておきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） お答えいたします。昨今の納税環境についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、所得につきましては減少傾向でございます。また、原油高等に端を発生して物価高の影響が出てきていると思われまます。今年の平成20年の確定申告の結果はまだ調整中でございますので、出てございませんけれども、景気が低迷しているという中での納税ということで納税関係はきついところにあるのではなかろうかと考えております。

また、収納率の動きでございますけれども、平成20年の5月、要するに平成19年度分でございます。これはまだ確定ではございませんけれども、一般会計ベースで申し上げますと、全体での徴収率は前年対比で約3.76%改善されております。内訳で申し上げますと、現年分につきましては0.29%の向上ですので、さほど変わらないというふうにデータが出ておりますけれども、滞納繰り越しにつきましては2.2%改善されているという状況で、税の収納に関しましては平成18年、19年を比較いたしますと改善されているという状況でございます。

次に、金融証券等にかかわります税制でございますけれども、議員おっしゃられるように、富裕層、お金持ちの層に対して税が優遇されているのではないかとと言われておりますけれども、これにつきましても今回の条例の中で附則の廃止ということにはなっておりますけれども、緩和措置として2カ年間は現在のままの優遇措置を通すということとなっております。ただ、言われてみれば、確かに優遇されているのではないかとということでございますけれども、全体として税を取るという中ではやむを得ないものかなとも考えております。

次に、年金からの天引きでございますけれども、これの発端は徴収率の低迷、また職員の減少、そういう中での事務改善ということも一端にあったようです。年金からいろいろなものを引かれていと言われてはいますが、確かにそのとおりでございます。ただ、行政といたしますれば、収納率の向上を含めた事務改善が図れるということで、私個人としましては、いいという言い方はできませんけれども、事務改善の一端で仕方ないかなというふうにも考えております。ただ、金額が年金額で18万円以上の人と、これが特別徴収の対象になるということになっておりますことから、所得の低い層の方にはすごくきつい面があるんじゃないかなとと考えております。

次に、税制改正に伴う電算システムの改修というか、改善でございますけれども、これにつきましてはまだ具体的なものも出てない状況で、したがって、どの程度、システム改善に経費がかかるかということは算出しておりません。

次に、全体としての税改正ということでございますけれども、1点目に申し上げたことと、多分、答えが似通うかと思っておりますので、省略いたします。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の

ための特別措置に関する、いわゆる特別措置法が先ほど議員のほうからお話があったように、狩猟税が2分の1に減額になるという制度が今回創設をされました。これには被害防止計画という計画を市町村で作り、鳥獣被害対策実施部隊を市町村内に設置し、その方々については非常勤特別職というような扱いをした場合につきましては狩猟税が2分の1に減額される。この部分につきまして、被害防止計画そのものの細かいマニュアル等もまだ示されておりませんので、その辺の内容をきちっと十分精査した上で、また猟友会等とも十分協議した上で、どのような形で取り組むのか決定をしたいと思っております。いずれにいたしましても、有害鳥獣の駆除につきましては、狩猟免許を持っている方について非常にご努力をいただいておりますので、その方々の狩猟税が軽減ができる方向で検討してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 最後の狩猟者の登録税、これはやる方向で検討するんだということに理解しているのか、最後に1点だけお尋ねします。

地方税法の改正の関係ですが、単に我が勝浦市だけではないけれども、行革の名のもとに、場合によっては必要な人員までカットされてしまう側面も出てきている中で徴収率が効果的になると言っているけど、でも、これは徴収者の論理であって、納税者側の立場からすれば、税を納めるということは、昔から持参債務というのが納税の原則でしょう。私はそうだと思います。だから、そういう原則まで踏みにじって、それこそ好むと好まざるとにかかわらず、勝手に、営々として何十年も年金の資源として保険料を納めていた。やっとな後の生活設計の安定のために年金を支給されている、その年金から勝手に天引きするという法律をつくってしまうこと自体、私はもってのほかだと思う。これは後期高齢者医療制度の保険料もさることながら、今度は住民税まで天引きだ。そんなこと言えば、サラリーマンどうしてくれるんだ。とっくの昔から特別徴収ではないかと、こう言っているけど、年金生活者と現役のサラリーマンとの関係の決定的な違いがあるし、現役サラリーマンだって、そういう考え方、運動だってありますでしょう。特別徴収ではなくて確定申告にして、サラリーマンはサラリーマンとしての営業者と同じような必要経費を認めろという前からの運動もあるし、それが本来の姿ではないかと思うんですよ。

そうは言っても法律で決まっちゃったよ。その法律どおりに紋切り型にやるのかということ、実際に現場において、そういうことではなかなか大変だということの中で自治体の配慮が工夫すればいろいろあるわけです。そういう立場に立つのか立たないのかで、納税者に対するあったかい行政となるのか、あるいは紋切り型で冷たい行政となっていくのかの決定的な違いがそこで出ると思うんで、そういう点から言って、今、課長が答弁された経費の節減になる。確かになるには違いないのだけど、そういうことだけではないんだという立場にぜひ立ってもらいたいというふうに思うので、これは心構えですから、できれば市長からお願いをしたい。鳥獣の関係は担当課長で結構です。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤江農林水産課長。

○農林水産課長（藤江信義君） お答え申し上げます。先ほども狩猟税の軽減のためには市町村で被害防止計画をつくらなければならないというふうに申し上げたと思っておりますけれども、これにつきましては県との協議というものが必要になってまいります。それとあわせて被害防止のための実施部隊、実際にやっていただくものを組織化しなければなりませんので、これにつきましては猟友会と協議をしなければならないと考えています。したがって、県の協議、あるいは猟友会

の協議を経た上で、できることであれば、狩猟税の軽減というものは必要だという認識もしておりますので、そちらの方向で協議をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 新しい税制といたしますか、改正された面、少なくとも市民に対する経済的な負担というものは非常に強いものがあると考えます。既にガソリン価格の値上げによって車を手放してスクーターに切りかえたという現実の姿も出てきているわけです。そういう中から私たちが末端の行政で市民生活を見ていく上で、そういうところにしわが寄ってきているという認識をまずする必要があると思います。行われている税制によってひずみが出てくるならば、それを改善するような配慮をする必要もあるだろう、そういうふう考えております。したがって、現在の市民生活に及ぼす数限りない値上げ攻勢は行政としても注目をして見守っていく必要があるというふう考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号ないし議案第43号、以上3件は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（水野正美君） 次に、議案第44号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 勝浦市国民健康保険直営診療施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 私のほうから議案第45号についてお伺いしたいと思います。この件につきましては、勝浦診療所建てかえの場所を現在の位置から松野交差点の角地へ移すということだと思います。これについては、私、3月の議会で質問させていただきました。上野地区が現在、無医地区になっているわけですが、その解消の意味からも総野地区と上野地区の中間地点、荒川小学校の跡地、あそこへ移転されたらどうかという質問に対して、それは考えていない。要するに、今回出された場所に移すんだというお答えでした。

そこで、では上野地区の無医地区状態をそのままに放っておいていいのかというふうな質問に対しては、消防署に救急救命士を配置してあるから、それに対応するんだという市長のご答弁があったわけです。

仮に救急救命士で用が足りるのであれば、理屈として勝浦診療所も要らないのではないかと。老朽化して使えなくなったのであれば、経費節減の折から、この際、廃止したらどうかというふう考えるわけです。実際はそうはいかないでしょう。救急救命士で用が足りるわけないと思うんですね。そういったことからして、今回、位置をここに移すということは、上野地区については

考慮してないということは明確になったわけです。その点について再度、市長のお考え、上野地区をずっとそのまま、無医地区の状態にしておいていいのか、再度、ご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 上野診療所については、初めは公的な施設でありましたが、その後、民間の診療所となり、現在、医師が存在しなくなった。民間の診療所の前に、既に勝浦市としては採算が合わない、赤字であったろうと思うのですが、そういうような中で診療所を民間に切りかえた。しかし、現状としては、私は救命救急士の存在が充実してきているので、改めてそこに勝浦市の診療所を設置する考えは私としては持ち得ません。それよりも、私が市長に就任して間もなく各区の懇談会に出たときに診療所の問題が出ましたけれども、上野地区の区民は松野の診療所へは行かないと。先生の対応も悪いしということでお話があったのです。でも、それはそれとして考えていけば、今の状態で新しく上野に市の診療所を設置することまで踏み切れない状況であるというふうにお答えせざるを得ないわけです。以上であります。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 私は、上野地区に設置しろと申し上げているのではないのです。新たに建てるのであれば、医者確保も大変です。新たに建設費もかかります、維持費もかかります。そうではなくて、たまたま勝浦診療所の建てかえの時期だから、どうせ建てかえるのであれば、上野地区にも便宜を図る意味で、中間地点に建てたらどうかというふうに向っているのです。新たに上野地区に建てるとか、そういうことではないんですよ。そういうことをまだご理解いただけないみたいなんです、3月に質問した以降、上野地区の方にその旨報告しましたが、上野地区はそのまま放っておかれるのか、それでいいのかという意見がありました。そのとおりだと思うのです。そういう上野地区に対する思いやりといいますか、配慮といいますか、そういったものが無いというふうに感じざるを得ないのです。これは何回やってももちが明きませんから、それでいいです。

次に、現在の診療所の位置を今回の松野448番地の1に移す。あの交差点の角地だと思うんですが、そこを選定した根拠、これを教えていただきたいと思います。と申しますのは、聞くところによりますと、松野地区の一部住民の方から、あそこの場所に建てることは反対だというふうな声も聞こえてきます。と申しますのは、過去、山口市長の時代からあそこの国道が小中学校の通学路になっている。それに対して、あそこは交通が激しくて危ないので歩道の整備をしてもらいたいということで、市の建設課を通して県のほうにも陳情している、要望してきたというふうに向っております。そういう意味では、あそこはある程度、歩道のための用地を確保しておかなければいけないんだというふうな考え方から、今回のこの措置が納得できないと。そういう地元の一部の方の要望というのを無視するののかというふうに申しておりました。

そこで、今回この位置を変更することについて、地元にもどのように説明し周知されたのか、その点をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、地元への説明でございますが、正直な話、私のほうから取り立てて地元へ直接出ていき、また地元の方に集まっていただき、説明のほうはいたしてはおりません。当然、隣接する地権者の方につきましては、既に境界関係、もしくはお話

をし、納得をいただいているところでもあります。ただし、松野区の区長から私のほうにこういうお話があるんだけど、どのようなことかということで、以前に問い合わせがございました。当然、私のほうといたしますれば、議会のほうにも詳しい提案もしておりませんでしたので、要するに計画段階という形でお話をさせていただき、確かに区長のお話によりますと、一部の方で反対をしている人はいるということは聞いております。

そこで区長に1月の終わり、ちょうど松野の区民会議を開くので、もしその際に必要とあらば、私のほうから出向いてご説明、あくまでも計画段階のご説明でございますけれども、その辺はいたしますということでお話をしたところですが、区長は、それはとりあえず区民のほうに話をし、それで市のほうから直接来ていただいて話を聞いたほうがいいたろうということになれば、話をしますからということでした。それで後日、区長にお話のほうはいかがでしたでしょうかということでも聞いたところ、確かに二、三名の方の反対者はいたけれども、現在ある施設と位置的にもほとんど変わりませんし、松野地区に引き続き診療施設を設置していただくということについては、特段の反対はなかったと。また、総野地区の区長を集めて診療所の計画について話をしたときも、反対する者はいなかったということでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） それでは、今、ご説明を伺ったのですが、通学路の整備、これについてはどのように考えているのか。要するに、将来あそこを拡幅することになったときに、当然、今回の診療所の用地に一部かかると思うんですが、その辺も想定して建物配置、その他を考えているのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。ただいまの通学路の問題につきましては、以前から要望がありまして、整備センターと一度、現地を確認しまして、その際に整備センターのほうの見解では、上野方面から中倉方面に向かって、早く言えば左が永野さんという板金屋だと思っておりますけれども、そちらのほうの拡幅ということで要望があったということ聞いております。その点につきまして、県の見解では、あそこの拡幅をすることになれば、当然、右側の末吉さん宅のほうも視野に入れないと交差点の拡幅及び歩道等の設置は困難だというふうな見解を聞いております。現時点におきましては、その通学路のお話については、ただ要望だけに終わっております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議案第44号、今の議案第45号、前段者に若干関連してお伺いします。

まず、議案第44号、一般質問でやったのですがけれども、結局、税条例の改正、医療分、今度新たに後期高齢者支援分というのが創設されたわけですね。今までは老人保健分があったわけですが、それがなくなって後期高齢者支援分と。さらに介護保険分は従前のおりある。この3本立てですね。

医療分については、例えば所得割が8.2%から5.7%に2.50ポイント減額だとか、あるいは、特に保険者が目玉としている資産割、いろいろ意見が出てくる。特に国保税で資産割を課すというのは、既に固定資産税が徴収されている中で税の二重徴収ではないかという考え方とか、あるいは、特に農村部における山林、あるいは田畑にしても生産性からして、そこから本当に付加価値が生み出せているのかどうか。場合によってはマイナスではないか、そういう資産に資産割を課

する、一定の割合を課するというのは不合理ではないかという意見等々を考慮しながら40%から20%の半分に減額をしたというようなことが今回出されました。

しかし、その一方で支援分というのが新たに創設されたから、言ってみれば、医療分で減額して支援分で新設されているわけですから、全体としての絶対額については、俗に言ういってこの関係にあるんだろうと、私はそういうふうに理解しています。

介護分も若干の所得割、資産割、あるいは平等割の減額がなされようとしていますから、これをそれぞれトータルして、結局、被保険者が支払うべき納税額あるいは納税率は前年度対比でどのようになるのか。減税になるのか、増税になるのか、あるいは変わらないのか、端的にそれをお答えいただきたい。

私はある意味、最高額が3万円増額されてますよね。だから、その分、増税になっていると。仮に最高額以外のあれがちゃらであっても、増額されているというふうに見ているんだが、それらも含めてお答えをいただきたい。それがまず第1点。

過日の質問の繰り返しになってまことに恐縮ですが、また補正予算でやるといったって同じ話になっちゃうので、予算自体というよりも今の財源状況だけのことで触れておきたいと思うんですが、国保特別会計の平成19年度の見込み決算で2億5,628万6,000円の繰越金が出るわけですが、財政調整基金が1億233円です。この2億5,600万円の繰越金から既に6月1日付で8,000万円を財政調整基金に積み上げた。今、財政調整基金が1億8,000万円ある。その上に2億5,600万円から8,000万円引いた1億7,600万円が生で手持ちがあると。基金とこれらを合わせると3億5,600万円というお金が国保会計にはあるわけです。そういうふうにこの状況があるにもかかわらず、当初予算で組んだ基金を繰入額から補正で5,000万円、またもとに戻してしまうということまでしなければいけないのか。これだけの財源があるんだから、その5,000万円を投入すれば、その5,000万円分だけ還元して税を下げることができるんじゃないか。それは無理難題だろうか。果たして無理な話だろうか。あるいは、財政的に不可能な話だろうか、こういうふうに思うんです。私は、決して無理でも不可能でも何でもないと。やれるときには、そのくらいのことはやるべきだと考えます。さっき市長も答弁でガソリンの値上げの中で、本当に厳しい市民の暮らしがあることは承知しているというようなことを言われているわけですから。せめて、そういう点では配慮すべきだというふうに思うんです。あとは所管の常任委員会もありますから、微に入り、細にわたってやりませんが、その1点だけお尋ねをしたい。

議案第45号ですけど、私も個人的に勝浦診療所にずっとご厄介になっている。せんだって、たまたま待合室にいたら、植野のある知り合いのばあちゃんをせがれが連れて診療に来ていました。植野だから町中ですが、今、前段者が言ったように、なるほどなど。この前も聞いていたんですが、今の診療所では高齢者に対する配慮として、診療が終わったら公用車で家まで送っていつているんですね。これ、迎えができるかというのは問題が出るかどうかかわからないけど、そういうことも含めて、あるいは循環バス、あるいは統合スクールバスの空き時間を使っての送り迎えみたいなことはできないのかどうか。特に植野地区が時間的に距離が縮まる、あるいは昼間はみんな田んぼに出たり、あるいは勤めに出たりで年寄りしか残らない、自分では行けない、足がないという状況の中で、とりあえずはそういうことでもやったら、そういう点ではかなりよくなるのではないかと。ですから、新しい施設と新しい場所に移ることを機会に、そういうことも含めて検討していったらいいんじゃないかなという気がしてるんですけど、その

点について考え方があればお答えをいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 午前11時15分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、お答えいたします。

まず1点目の税の納税額の関係でございますけれども、1人当たり直しますと所得等の影響を受けますので、モデルケースでお答え申し上げます。まず、ひとり暮らしで70歳、所得がゼロということで、固定資産税額を8万円を払っているケースでございますが、これによりますと、本年度、今現在、提案しております税率を認めていただけるという前提になりますと、1万2,000円の減額となります。

次に、夫68歳、年金所得が118万円、妻が68歳、年金所得ゼロ、それでこの方に固定資産税額が8万円かかっている方ということでお答えいたしますと、2万1,400円の減税となります。

次に、夫45歳、営業所得565万円、妻42歳、所得がゼロ、子供3人というケースでお答えいたしますと、固定資産税額8万円払っているケースという形になりますと、1万5,200円の増税となります。これにつきましては、限度額のほうを引き上げいたしましたので、その影響からこういう方につきましては増税となるということになります。

2点目の財源問題についてでございますけれども、一般質問でも市長から答弁申し上げましたように、現段階の基金並びに繰越金の状況から申しますと、財源をさらに充当することは当然に数字の上からも可能でございます。

また、これにつきましては、同じく市長答弁のほうでも申し上げましたように、現在の状況から申し上げますと、保険給付費の動向に当然に影響を大きく受けますので、そういった動向を考えなければいけないものとともに、前期高齢者交付金、これは基本的には今回の医療制度改革に伴いまして新たにできた制度でございますが、これも精算がございます。また、当然に後期高齢者の支援金、これも精算がございます。また、介護納付金につきましても精算がございます。したがって、こういう精算も今後は視野に入れていきませんと、2年後に来る影響によって大幅な増税を凶らなければいけないというケースも当然に考えられますので、そういうことを踏まえたものとして、今回ご提案申し上げているところでございます。

また、3点目の勝浦診療所にかかわります患者さんにかかわる送迎関係でございますけれども、この辺に関しましては調査研究をしてみたいというように考えます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 後期高齢者支援分だとか、あるいは前期高齢者の分だとか、今の時点で2年後の後期高齢者の見直しが出てきて、厚労省の試算では1.4倍とか1.5倍とかに税がなっていくわけですね。それに伴って支援分が増えるということはわかりますけど、しかし、今の時点でどのくらい持っていたらできるのかというのは不確定要素です。それははっきり答えられないはずで。そういう点で、現時点で今までの実績やその他から勘案すれば、当然、当初で基金を入れておきながら、それを補正で減額していくと。それは結局、後期高齢者支援分の当初で見たものが

減額したから減らすというんでしょう。でも、そうでなかったら、当初で入れた分をそのまま残したって別に国保会計全体としての影響は別に出ない。それは数字でどうのこうのと言っているよりも、私は、客観的状况から見て、今、課長も答弁したように、それは可能だと。やってやれないことはないという答弁だったのですが、そういう点でこの診療所の送迎の点も含めて、あとは強く市長のほうに要望しておきます。

客観的に見れば可能だというのは、だれが見たってわかるわけですから、あとは市長の政治決断ということになると思いますので、要望ですから答弁は要りません。強く要望しておきます。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第44号及び議案第45号は教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（水野正美君） 次に、議案第46号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、議案第47号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第48号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 57ページ、施設整備費の勝浦診療所建設工事費につきまして質問いたします。2日前、千葉日報に建設は決まったという報道がされているんですけど、それにつきまして今、議会で審議中でありながら決まったと。内容的にも5,375万円、場所は書いてないんですけど、近くの新設地に建設することを決めたということを出されているんですけど、この辺をまず1点。どうしてももう新聞に報道されているのか。私たちもいろいろ新聞を見ているんですけど、ほかのところ審議が終わってから新聞に出てくるケースというのが通常なんですけど、今の件と5,375万円のこの内容について、確かに趣旨説明の中で、ここにもありますけど、ただ、国保運営協議会の中でいろいろ審議され、資料提供されているものが、もう少し我々議会のほうに出していただけないのかという面、この2点をご質問いたします。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、1点目の新聞報道についてでございますけれども、これについては記者会見を開きましたので、その際に今議会の提案理由の一つとして勝浦診療所の建設につきましてご説明はいたしましたところでございます。ただ、あくまでもこれは議会に上程するというご説明のほうをいたしておりますので、決まったというような形のお話はしておりません。

次に、議会資料の関係でございますけれども、大変申しわけありません。国保運営協議会のほうに出した資料につきましては、ご提示することについては問題はないと考えますので、議長の

ほうからお話がありますれば、そのように対応いたしたいと考えます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 確かに新聞の書き方によるのでしょうけど、課長も決まったとか、記者会見ではそういうことは言わないでしょうし、その答弁を私も信じたいと思います。

国保運営協議会の資料提出の件ですが、今後、市民会館の建設に当たっても、また、もろもろの審議が本会議場であるのであれば、議員のほうになるべく資料提供し、それを審議できる問題、議員のほうから課長に言って調べろというのであれば調べることもそれは可能でしょうけど、できる範囲、最小限の中で、今後、資料提供していただきたい。今後、広域ごみ処理の問題等も出てくるでしょうし、その辺で資料提供をなるべくしていただきながら審議できる状態に持っていけるようお願いしたい。我々も足りない面はあるのでしょうけど、少なくとも議員としての立場がありますので、それに少しでも参加したいものですから、よろしくようお願いしたい。以上です。答弁はいいです。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号は総務常任委員会へ、議案第47号及び議案第48号は教育民生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

請願・陳情の委員会付託

○議長（水野正美君） 日程第2、請願・陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願・陳情は、お手元へ配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休会の件

○議長（水野正美君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月14日から6月19日までの6日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、6月14日から6月19日までの6日間、休会することに決しました。

散 会

○議長（水野正美君） 6月20日は午後1時から会議を開きますので、ご参集を願います。
なお、各委員会は会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午前11時27分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第41号～議案第48号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号、陳情第1号～陳情第5号の委員会付託
1. 休会の件